

羽村市地域防災計画（令和6年修正案）修正箇所【第1回羽村市防災会議後】

【凡例】

青字下線：修正後

下線：修正箇所

番号	部	章	節	ページ	修正案	第1回羽村市防災会議時
1	1	4	3	1-20	東京都 西多摩建設事務所 (1) 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧等に関する事。	東京都 西多摩建設事務所 (1) 道路及び橋梁等に関する事。
2	2	1	2	2-5	東京消防庁 (福生消防署) ○東京消防庁災害時支援ボランティア、防災女性の会、消防少年団等の活動紹介及び加入促進	東京消防庁 (福生消防署) ○災害時支援ボランティア、防災女性の会、消防少年団等の活動紹介及び加入促進
3	2	1	2	2-7	東京消防庁 (福生消防署) 防災女性の会、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施	東京消防庁 (福生消防署) 防災女性の会、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施
4	2	1	2	2-8	東京消防庁 (福生消防署) ○都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施	東京消防庁 (福生消防署) ○都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施
5	2	1	2	2-18	東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「東京消防庁災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。	東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。
6	2	1	2	2-27	(4) 応急仮設住宅	(4) 仮設住宅
7	2	3	2	2-59	(3) 都備蓄物資の給与 ○ 備蓄物資（食料や毛布・敷物等の生活必需品）として都総務局が市に事前に配置してあるものは、都総務局長の承認を得て市が被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。 ○ 必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都総務局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	(3) 都備蓄物資の給与 ○ 備蓄物資（食料や毛布・敷物等の生活必需品）として都福祉局が市に事前に配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て市が被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。 ○ 必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
8	2	3	2	2-59	(5) 業務手順 ※東京都地域防災計画より抜粋 東京都	(5) 業務手順 ※東京都地域防災計画より抜粋 都福祉局
9	2	5	2	2-110	各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。	各家庭からの出火火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

番号	部	章	節	ページ	修正案	第1回羽村市防災会議時
10	2	5	2	2-115	② 福生消防署の態勢 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、 東京消防庁 災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。	② 福生消防署の態勢 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
11	2	5	2	2-149	(4) 毒物・劇物取扱施設の安全化 ① 都 〇都教育庁は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「 学校等 における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努める。	(4) 毒物・劇物取扱施設の安全化 ① 都 〇都教育庁は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「 学校 における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努める。
12	2	5	2	2-149	(5) 放射線等使用施設の安全化 ① 都 ORIによる、環境汚染に伴う 被ばく 及び医療、職業上の 被ばく 等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。	(5) 放射線等使用施設の安全化 ① 都 ORIによる、環境汚染に伴う 被ばく 及び医療、職業上の 被ばく 等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
13	2	5	2	2-154	(6) 放射線等使用施設の応急措置 放射性同位元素等の規制に関する法律 （昭和36年法律第167号）	(6) 放射線等使用施設の応急措置 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 （昭和36年法律第167号）
14	2	7	2	2-194	東京消防庁 （福生消防署） ・救出救護及び要配慮者（高齢者・ 身体 障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等）への支援の呼びかけ	東京消防庁 （福生消防署） ・救出救護及び要配慮者（高齢者・障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等）への支援の呼びかけ
15	2	8	2	2-203	(2) 災害医療コーディネーターの区分 ・・・・・・指定する 医師	(2) 災害医療コーディネーターの区分 ・・・・・・指定する コーディネーター
16	2	8	2	2-204	【東京都の医療対策拠点等】 二次保健医療圏医療対策拠点 都が、二次保健医療圏ごとに 地域 災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所	【東京都の医療対策拠点等】 二次保健医療圏医療対策拠点 都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
17	2	8	2	2-205	☆印は、地域災害拠点 中核 病院	☆印は、地域災害拠点病院
18	2	8	2	2-209	※災害拠点病院は主に 重症者 を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。	※災害拠点病院は主に 重傷者 を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
19	2	8	2	2-210	「災害時医療救護活動ガイドライン（ 第3版 ）」（ 令和6年3月 ）	「災害時医療救護活動ガイドライン（ 第2版 ）」（ 平成30年3月 ）

番号	部	章	節	ページ	修正案	第1 国羽村市防災会議時
20	2	10	2	2-244	2 被害住宅の応急修理 (1) 住宅の応急修理 ① 応急修理の目的 ○ 災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊（焼）<u>若しくはこれらに準する程度の損傷を受け</u>、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。 ○ 取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。 ② 対象者 <u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準する程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象、全壊は修理することで居住することが可能な場合）</u> <u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> ・ 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ・ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ③ 対象者の調査及び選定 市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を行う。	2 被害住宅の応急修理 (1) 住宅の応急修理 ① 応急修理の目的 ○ 災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。 ○ 取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。 ② 対象者 ・ 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者 ・ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ③ 対象者の調査及び選定 市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を行う。 ④ 対象戸数 <u>修理対象戸数は、知事が決定する。</u>
21	2	10	2	2-245	(2) 応急修理の方法 ① 修理 都が、関係団体等と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会、<u>公益社団法人東京中小建設業協会</u>及び一般社団法人災害復旧職人派遣支援協会のあつ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定する。ただし、災害救助法の適用外で、市長が実施の必要を認めた修理については、市が市内業者の協力により実施する。 <u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根、外壁、建具（玄関、窓サッシ等））について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニア板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにする。</u> <u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。</u> ② 経費 1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。 ③ 期間 <u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>災害発生の日から10日以内に完了する。</u> <u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> 原則として、3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）に完了する。	(2) 応急修理の方法 ① 修理 都が、関係団体等と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人災害復旧職人派遣支援協会のあつ旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 ただし、災害救助法の適用外で、市長が実施の必要を認めた修理については、市が市内業者の協力により実施する。 ② 経費 1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。 ③ 期間 原則として、3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）に完了する。

番号	部	章	節	ページ	修正案	第1回羽村市防災会議時
22	2	10	2	2-246	① 公的住宅の活用による一時提供型住宅の供給 都は、都営住宅の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。	① 公的住宅の活用による一時提供型住宅の供給 都は、都営住宅の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。
23	2	10	2	2-246	【建設型応急住宅】 建設候補地の確保 都 ○市から建設候補地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。	【建設型応急住宅】 建設候補地の確保 都 ○市から建設候補地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
24	2	10	2	2-246	【建設型応急住宅】 構造及び規模等 ○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、 <u>集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</u>	【建設型応急住宅】 構造及び規模等 ○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
25	2	2	2	2-39	(6) 避難所の安全化・機能強化 また、被災者の性別も踏まえたプライバシーの確保や <u>要配慮者の避難を想定したバリアフリー化など</u> 生活環境を良好に保つための施設機能強化、備蓄品の精査を行い、避難所機能の強化を進める。	(6) 避難所の安全化・機能強化 また、被災者の性別も踏まえたプライバシーの確保や生活環境を良好に保つための施設機能強化、備蓄品の精査を行い、避難所機能の強化を進める。
26	2	10	2	2-248	5 建築資材等の調達 被災住宅の応急修理に <u>要する資材等は市が</u> 、仮設住宅の建設に要する資材等は都が対応する。	5 建築資材等の調達 被災住宅の応急修理及び仮設住宅の建設に要する資材等は、都が対応する。
27	2	10	2	2-251	③ 生活福祉資金の貸付 被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金（福祉費）や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の <u>生活福祉資金</u> （緊急小口資金）を貸し付ける（生活福祉資金（福祉費）については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。	③ 生活福祉資金の貸付 被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金の貸付けを行う（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。
28	5	3	1	5-22	2 気象情報の早期収集 (1) 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン） 市は、大雨時等に避難指示の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁 <u>大気海洋部</u> 予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。	2 気象情報の早期収集 (1) 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン） 市は、大雨時等に避難指示の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁予報部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。
29	5	3	1	5-36	【小吐水門・小作取水樋門の情報伝達系統図】 東京都 <u>水道局</u>	【小吐水門・小作取水樋門の情報伝達系統図】 東京都下水道局
30	5	5	5	5-85	2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における避難体制の確保 (2) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練を実施する。 <u>なお、市長は、必要があれば、管理者等に対して勧告・勧告するよう努める。</u>	2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における避難体制の確保 (2) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練を実施する。

番号	部	章	節	ページ	修正案	第1回羽村市防災会議時
31	資23			資-39	○ 建設型応急住宅 基本額 1戸当たり6,883,000円以内	○ 建設型応急住宅 基本額 1戸当たり6,775,000円以内
32	資23			資-40	被災した住宅の応急修理 合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う緊急の修理のための支出1世帯当り 51,500円以内 ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	被災した住宅の応急修理 合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う緊急の修理のための支出1世帯当り 50,000円以内 ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内
33	1	5		1-40	【西多摩保健所災害対策本部編成表】 総合対策部(副所長(管理課長)・市町村連携課長) 管理担当(庶務担当課長代理) 情報管理担当(企画調整担当課長代理・市町村連携担当課長代理) 保健医療担当(保健医療担当課長代理) 保健・医療等の情報収集(情報管理担当、生活環境安全部、保健対策部と連携)に關すること	【西多摩保健所災害対策本部編成表】 総合対策部(副所長・企画調整課長) 管理担当(庶務担当課長代理) 情報管理担当(企画調整担当課長代理) 保健医療担当(保健医療担当課長代理) 保健・医療等の情報収集(情報・管理担当、生活環境安全部、保健対策部と連携)に關すること
34	1	4	5	1-21	日本郵便株式会社 羽村郵便局 (1) 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に關すること。 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いに關すること。 ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地宛て救助用郵便物の料金免除 ・被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (3) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱	日本郵便株式会社 羽村郵便局 (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれら施設等の保全に關すること。 (2) 被災地における郵便はがきの無償交付、救助用ゆうパックの非常取扱に關すること。
35	2	7	2	2-195	日本郵便(羽村郵便局) 下記の郵便業務に係る災害特別事務取扱について、実施時には報道発表等の手続を用いて広報活動を行う。 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除 ④ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 ⑤ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱	日本郵便(羽村郵便局) 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について、報道機関を通じて広報活動を行う。 1 公示内容 災害の態様及び被災状況等に応じ、次の内容を公示する。 ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地宛て救助用郵便物の料金免除 ・被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 ・郵便貯金業務及びかんぽ生命保険業務の非常取扱 2 広報手段 ・郵便局窓口又は局前等に掲出